



空き家の管理できていますか？

空き家によるさまざまな問題が発生しています

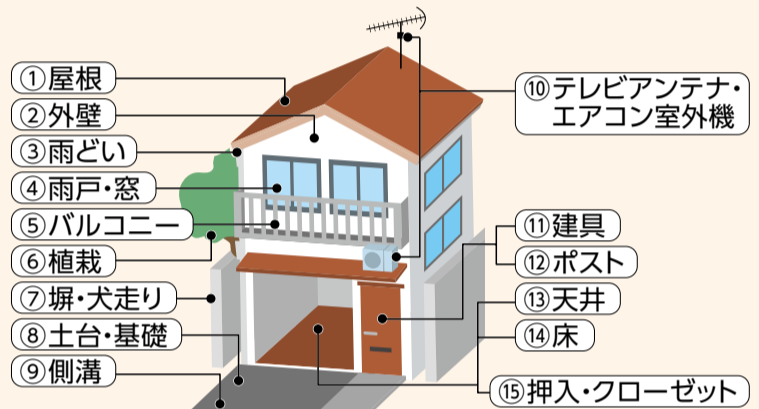
空き家を管理せずに放置することで、さまざまな問題が発生しています。倒壊や崩壊、ごみの不法投棄、放火などによる火災発生など、近隣住民等に迷惑をかけてしまう可能性があります。

外壁材や屋根材の落下によって通行人や近隣の家屋に損害を与えてしまうと、損害賠償責任を問われる可能性もあります。適正に管理し日頃から家屋の状態を確認しておきましょう。

長い間放置していると...



日頃からの点検で家屋の状態を把握することが大切です 家屋の点検にお役立てください



空き家管理のセルフチェックシート 家屋の点検にお役立てください

- ①屋根 (瓦やスレートなど屋根材のずれ、割れ、剥離)
- ②外壁 (シミ、浮き、ひび割れ、剥離)
- ③雨どい (継ぎ目の外れ、割れ、詰まり)
- ④雨戸・窓 (歪み、開閉の不具合)
- ⑤バルコニー (防水切れ、手すりの劣化【さび・ぐらつき等】)
- ⑥植栽 (樹木の繁茂、越境)
- ⑦塀・犬走り (割れ、崩れ、不法投棄)
- ⑧土台・基礎 (傾き、シロアリ、腐朽)
- ⑨側溝 (ごみ、砂、砂利の堆積による詰まり)
- ⑩テレビアンテナ・エアコン室外機 (ぐらつき、外れ)
- ⑪建具 (開閉の不具合、軋み)
- ⑫ポスト (郵便物の堆積)
- ⑬天井 (雨漏りによるシミ、たわみ)
- ⑭床 (浮き、軋み、傾き)
- ⑮押入・クローゼット (雨漏りによるシミ、カビ、腐食)

空き家等を所有する方へ

相続や、不動産の流通など、各専門家団体等の相談窓口を紹介しております。お気軽にお問い合わせください。

問合せ 市民協働課 7階73番窓口
 ☎06-6659-9734 ☎06-6659-2246
 Eメール tx0002@city.osaka.lg.jp



金融機関との連携協定を締結しています

空き家等の除却や利活用にかかる費用を対象に、提携する金融機関の金利優遇されたローンをご紹介します。また、不動産団体との連携により、空き家等の活用策をあわせてご提案します。

